

諸外国における特別支援教育の状況について



令和元年9月25日

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

諸外国の特別支援教育の状況

	機関	在学状況
アメリカ合衆国	<ul style="list-style-type: none"> ・一般学校 ・特別支援学校 ・寄宿制特別支援学校 ・家庭・病院 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦の特別支援教育プログラムの支援を受けている者（3～21歳）は約640万人（全公立学校在学者の13.0%、2010年度）。
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊教育学校 ・通常の学校 ・独立学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教育ニーズ（SEN）」の認定書を持つ児童生徒は、初等中等教育全体の2.8%、認定書を持たないSEN児童生徒は12.6%（2015年）。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級 ・職業適応部門（SEGPA） ・地域圏適応教育機関（EREA） ・医療福祉教育機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・就学している障害のある児童生徒は約33万人。約4分の1が医療福祉教育機関に在籍（2014年度）。
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ・促進学校、特殊学校 ・通常学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通教育学校の第1～13学年の全児童生徒のうち4.1%を占める（2013年度）。
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・職業特別支援学校 ・特別支援学級 ・国立学習指導センター ・院内学級 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育を受けている児童生徒は就学年齢人口の7.3%。 特別支援学校在学：1.0% 基礎学校在学：6.3%（2013年）
中国	<ul style="list-style-type: none"> ・盲聾啞学校、盲学校、聾学校 ・精神薄弱児学校 ・普通教育学校における特殊教育学級 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒の0.2%（2013年）。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校あるいは特別支援学級 	<ul style="list-style-type: none"> ・全児童生徒（幼稚園を含む）の0.4%（2014年）。
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校 ・特別支援学級（小・中学校） ・通級による指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校在籍者（幼・小・中・高等部計）135,617人 ・特別支援学級在籍者（小・中学校）187,100人 ・通級による指導を受けている児童生徒（公立小・中学校）83,750人（いずれも2014年）

諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向

1. 韓国

韓国は、障害者の権利に関する条約に2007年に署名し、2008年に批准しました。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

韓国では、「教育が希望になる社会づくり」をスローガンに掲げ、人材育成、全ての人々に機会と希望を与える教育、安心して通える安全な学校づくりを目指しています。その上で、特殊教育注1分野においては、2018年より「第5次特殊教育発展5カ年計画」に着手し、①均等で公正な教育機会の保障、②統合教育注2と特殊教育支援の質的充実、③進路及び高等・生涯教育支援の強化、④障害共感文化注3の強化に取り組むことが示されています。

(2) 障害のある子どもの学びの場

韓国では、初等教育から中等教育までの9年間は義務教育期間で、かつ、無償教育期間です。特殊教育は、幼稚園から高等学校までの15年間は義務教育であり、就学前(満3歳)から特殊学校高等部(専攻科)まで無償教育期間となっています。

障害のある子どもの学びの場としては、「通常の学級」「特殊学級注4」「特殊学校注5」「特殊教育支援センター注6」「巡回教育注7」「院内学校注8」があります。

(3) 障害のある子どもの教育課程

韓国では、2015年に特殊教育の教育課程が改訂されました。韓国では、特殊教育の対象者に適用する「特殊教育課程」があります。この教育課程は、さらに以下の3つに分類されます。

- ① 共通教育課程: 初等学校と中学校の障害のある子どもを対象に、初等・中学校の教育課程に準じて編成された教育課程
- ② 選択教育課程: 高等学校の障害のある生徒を対象に、高等学校の教育課程に準じて編成された教育課程
- ③ 基本教育課程: 上記の教育課程を適用することが困難な子どもを対象に、障害種や障害の程度を考慮し、学年の区分は行わず、その子どもの能力に基づいて該当する教科(国語、算数・数学、社会、科学、実科注9・技術・家庭、体育、音楽、美術及び教育部長官が認めた科目、特殊教育対象者の進路及び職業に関する教科)の水準を調整して編成された教育課程

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

「第5次特殊教育発展5カ年計画」に明示されているように、韓国では国民に対して障害や障害者に対する認識を改善することを目的に、障害共感文化を拡散し、多様性を尊重する文化を作ることを目指しています。教育現場では、幼稚園、初等学校、中学校、高等学校の子ども達に対して年2回以上、障害理解教育を行うことが義務付けられています。具体的な取組としては、障害理解教育の優秀事例を表彰したり、初等学校や中学校等の教員や保護者等を対象にした訪問型の障害理解教室や専門家による体験型の障害理解教育が行われたりしています。

また、障害のある子どもの人権保護の強化を目的として、人権侵害を予防するための研修や広報を行ったり、障害のない子どもや教員を対象に障害のある子どもの人権教育を年2回実施したりしています。こうした人権教育は、特殊学校や特殊学級の子どもにも、年2回以上実施されています。

【注釈】

注1) 特殊教育: 特殊教育対象者(特殊教育を必要とする者として認められた者)の教育的ニーズに応じるため特性に適した教育課程及び特殊教育関連サービスの提供によって行われる教育と定義されています。

注2) 統合教育: 特殊教育対象者が初等学校や中学校等で障害種別、障害程度によって差別を受けずに同年齢と一緒に教育的ニーズに適した教育を受けることです。

注3) 障害共感文化: 障害のある人を理解するだけでなく、障害のある人の気持ちやニーズを共に感じ、共に主張し、共に解決していく文化です。

注4) 特殊学級: 統合教育を推進するために、通常の学級に在籍している障害のある子どもが必要な指導を受けるための学級です。

注5) 特殊学校: 日本の「特別支援学校」のように、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体障害・情緒障害(主に自閉症)の学校があります。

注6) 特殊教育支援センター: 特殊教育対象者の早期発見、診断や評価、特殊教育研修や巡回教育等を担当します。

注7) 巡回教育: 特殊教育教員及び特殊教育関連サービスを担当する者が、各学校や医療機関、家庭及び福祉施設等に特殊教育対象者を直接訪問し、実施する教育のことです。

注8) 院内学校: 長期入院や継続的に医療的な支援が必要な子どもに学習の機会を与え、同年齢の子ども達との関係を維持し、学習面や情緒面への支援を行うことを目的に運営されています。3

注9) 実科: 初等学校の5～6年生に位置付けられている教科であり、日常生活に必要な知識、基礎生活能力、価値判断力等を養い、自ら生活を改善できるようにすることを目的としています。

2. アメリカ

アメリカは、2009年に障害者の権利に関する条約に署名していますが、批准はしていません。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

アメリカでは、「1965年初等中等教育法」の改正法として、2015年に「すべての生徒が成功するための教育法」(Every Students Succeeds Act: ESSA)が再認可されました。この法律は、①経済的に不利な子ども、②人種・民族グループ、③障害のある子ども、④英語学習者といった不利な立場に置かれた子ども達の教育格差を是正し、教育の機会均等を目指しています。また、この法律では、障害のある子どもを初等中等教育法の説明責任制度に組み込み、教育成果の向上を求めています。

(2) 障害のある子どもの学びの場

アメリカでは、障害のある子どもに対しては、連邦法によって無償で適切な教育を行う場合、「最少制約環境」の条項に基づき、可能な限り障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を行うことが目指されています。このため、障害等のある子どもの95%が、「通常の学校(regular school)注1」に就学しています。残りの5%の子ども達は、「特別な学校(special school)注2」、「寄宿施設」、「家庭・病院」、「矯正施設」等で教育を受けています。アメリカでは、個別教育計画(Individual Education Plan: IEP)を策定する時に、子どもが週に何時間(どの割合で)、通常の学級で過ごし、障害に応じた特別な指導を何時間受けるのかが明記されます。

(3) 障害のある子どもの教育課程

障害のある個人の教育法(Individual with Disabilities Education Act: IDEA)の施行規則には、「各々の公的機関は、特別な教育及び関連サービスに対する障害のある子どものニーズを満たすために、「代替の教育の場の連続体(Continuum of alternative placements)」が活用できることを保障しなければならない」と規定しています。この「連続体」とは、通常の学級(general class)、特別な学級(special class)、特別な学校における指導、在宅指導及び病院や施設における指導を含み、通常の学級との連携によって提供される(リソースルームまたは巡回による指導のような)補足的なサービスを備えたものであるとされています。

IDEAでは、「通常の教育注3カリキュラムへのアクセス(access to the general education curriculum)」を規定し、「通常の学級において通常教育の教育課程にアクセスすることを保障する」ことを求めています。このため、障害等のある子どもが、通常の学級で障害のない子どもと共に学習を行わない場合には、個別教育計画(IEP)にその理由を記さなければいけません。

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

早期から障害のある人と関わることで、障害に対する態度に影響を及ぼすことが報告されており、アメリカ合衆国でも障害理解教育は、重要な教育課題の1つです。例えば、Hurstら(2012)は、小学生に肢体不自由や聴覚障害、視覚障害、学習障害についての理解を促すプログラム(「障害シミュレーションプログラム」)を開発しています。このプログラムは、子ども達が障害のある人が経験する困難さについて話し合い、考えることを通じて、障害に対する理解を促すものです。

教育現場では、例えば、1つの教室の中で特定の学習活動が、個々の子どもの学び方に合った内容で複数展開されています。こうした日常の学習環境は、障害のない子どもが障害や特別な教育的ニーズのある子どものこと、個々に応じた学び方について自然に理解する機会になっています。

【注釈】

注1)通常の学校:特別な学校と対の概念であり幼稚園から高等学校までの地域の教育機関のことです。

注2)特別な学校:障害のある子どものみを対象とした学校のことです。

注3)通常教育:全ての子どもが知っておくべき知識体系を示した教育スタンダードに基づくカリキュラムを適用する教育のことです。

【文献】

Hurst, C., Corning, K. and Frante, R.(2012)Children's acceptance of others with disability: the influence of a disability-simulation program. J Genet Couns. 21(6), 873-83.

3. イギリス

イギリスは、障害者の権利に関する条約に2007年に署名し、2009年に批准しました。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

2011年に教育省が発表した緑書を受けて、2014年に「子ども・家族法」が制定され、特別な教育的ニーズや障害のある子どもに関する新たな制度が導入されました。具体的には、教育・保健・福祉を一本化した計画(EHCプラン: Education, Health, Care Plan)が導入され、関係諸機関との連携が義務付けられました。また、2014年には、「特別な教育的ニーズと障害の実施規則ー出生から25歳までー」が改変されました。

この実施規則では、特別な教育的ニーズや障害のある子どもが成人になるまで継続して支援を受けられることが示されました。

(2) 障害のある子どもの学びの場

障害のある子どもの学びの場としては、保育学級(学校)、初等学校、中等学校等、特別学校(special school)があります。イギリスでは、これらの学校の設置形態として、公立・公営学校、公費の補助を受けない独立(私立)学校、アカデミー(地方当局の管轄から独立した公立学校で中央政府から直接、資金を受ける)、フリースクール等があります。

イギリスには、初等学校や中等学校等に特別な学級は設置されていませんが、学校によっては障害特性や特別な教育的ニーズに配慮して、別途、ユニットを設けている場合があります。また、イギリスには、健康上の理由や行動上の問題等により学校に通学することが困難で、指導において特別な配慮を要する子どもが通うための「特別受入施設(Pupil Referral Unit)」があります。

(3) 障害のある子どもの教育課程

イギリスでは、義務教育段階において全国的な教育課程の基準としてナショナルカリキュラム(National Curriculum)が定められています。教育現場はこの基準のもと、自校の特性を考慮して教育課程を編成することになっています。

ナショナルカリキュラムは、公立・公営の学校にのみ適用され、独立(私立)学校には適用されず、任意です。アカデミーやフリースクールは、ナショナルカリキュラムを遵守する義務はなく、ナショナルカリキュラムに定められている必修教科の履修が義務付けられています。特別学校や特別受入施設では、ナショナルカリキュラムに準じながら、子どもの病気や障害に応じた学習課題を教科の中で取り扱うといった柔軟な対応がとられています。

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

イギリスでは、毎年11月にBBC(イギリス放送協会)が「Children in Need(ニーズの中の子ども達)」というチャリティ番組を企画・運営しています。このイベントは、障害や病気、貧困層等を含む「すべての子ども達」が、「安全に、楽しく、健康的に過ごし、保護される」ことを支援するために行われています。イベント期間中は、学校(特別学校を含む)や地域で募金活動や様々なイベントが開催されます。

イギリスでは、初等段階では「人格形成・社会性、健康及び経済教育(PSHE)」、また、中等段階で必修となっている「市民教育」といった教科横断的な教育活動の時間に多様性についての理解や人権、他者理解等について学んでいます。

4. オーストラリア

オーストラリアは、障害者の権利に関する条約に2007年に署名し、2008年に批准しました。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

オーストラリアでは、1990年代から障害者差別を禁止する法や施策の整備が進められてきましたが、各州でどのように障害者差別の是正が進められてきたのかについては、全国的な把握ができていませんでした。この状況を打開するために、オーストラリアでは、2013年から「全国統一情報収集プログラム(Nationally Consistent Collection of Data on School Students with Disability)」を開始しました。教育分野では、全国の義務教育段階の公立・私立のすべての学校が実施している合理的調整や支援と、それらの水準が可視化されています。すべての学校が、2015年からこの取組に参加しています。

(2) 障害のある子どもの学びの場

オーストラリアでは、各州の裁量によって教育が行われているため、全国的に統一された障害のある子どもの教育の仕組みはありません。例えば、ニューサウスウェールズ州では、障害のある子どもの学びの場として「特別学校(school for specific purposes)」「特別学級(support unit)」があります。特別学校は、障害種に対応して設置されています。

また、オーストラリアでは、これらの他に「病院学校(hospital school)」「5年生以上を対象とした行動障害に特化したセンター(tutorial center)」「停学中の子どもの学校復帰を支援するためのセンター(suspension center)」があります。

(3) 障害のある子どもの教育課程

オーストラリアでは、各州の裁量により教育が行われており、シラバスは各州で策定されていますが、2013年からナショナルカリキュラム(オーストラリアン・カリキュラム)が導入され、障害のある子どもを含む多様性を包含したカリキュラムを編成することが求められています。

教育現場では、障害者差別禁止法や「教育における障害基準」を遵守し、各州策定のシラバスを基に、教育課程の実施において障害のある子どもに対しては、合理的調整がなされています。オーストラリアでは、障害のある子どもが障害のない子どもと「同等であること」が目指されており、同等に教育の機会にアクセスできることが求められています。

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

オーストラリアでは、多様性を包含した社会を目指す人権教育の一環として理解啓発が位置付けられています。連邦議会によって設置されたオーストラリア人権委員会は、人権教育の推進に取り組んでいます。

オーストラリアン・カリキュラムで人権の理解に関しては、「人文科学と社会科学(社会科に該当する学習領域)」で、障害に関しては「保健・体育」で扱われています。人権委員会が作成に携わった障害に関する教材としては、「保健・体育」については「スポーツにおける障害者差別」と「障害者の権利: インクルージョンとスポーツ」があります。また、「人文科学と社会科学(中等教育段階からの歴史や地理等を含む)」の教材では、「障害者の権利、アクセス、住みやすさ」があります。

5. フィンランド

フィンランドは、障害者の権利に関する条約に2007年に署名し、2016年に批准しました。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

フィンランドでは、2010年に「基礎教育^{注1}法」が改正され、2012年から2017年にかけて就学前、義務教育、後期中等教育、成人教育のカリキュラムの改革が行われてきました。フィンランドでは、2015年に6歳の就学前教育が義務化されました。

特別教育に関しては、2011年のナショナルコアカリキュラムの一部改訂により、「特別支援(special support)^{注2}」のみならず、「強化支援(intensified support)^{注3}」や「一般支援(general support)^{注4}」といった段階的な支援が義務教育学校に導入されました。この段階的な支援は、2014年のナショナルコアカリキュラムの全面改訂によって、より強固なものになりました。ナショナルコアカリキュラムでは、通常の学級で子どもの多様なニーズに応じるために、個別の計画(plan on individual teaching arrangements)の作成の必要性が提起されました。

(2) 障害のある子どもの学びの場

改正された基礎教育法によると、特別な支援は通常の学級における支援から特別学級や特別学校での「特別支援」まで、段階的に位置付けています。なお、上述した「一般支援」と「強化支援」は通常の学級で、「特別支援」は特別学級や特別学校で実施されます。

(3) 障害のある子どもの教育課程

フィンランドでは、特別な支援を受ける子どもは、基本的には全国教育課程基準に従います。しかし、それが困難な場合には、個別の教育と特別なカリキュラムが編成されます。

具体的には、特別な支援を受ける子どもの51%が「全教科を履修」、12%は「1教科において教育課程の個別化」、13%が「2～3教科において教育課程の個別化」、17%は「4教科以上において教育課程を個別化」しています。また、重度の障害のある子ども(特別な支援を受ける子どもの5%)に対しては、彼らの機能スキルに応じた教育が行われています。

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

フィンランドでは、障害理解教育のための時間は特段、設定されていませんが、障害のある子どもについての理解啓発の実践例としては、以下のような取組があります。

ヘルシンキ市内の知的障害のある子どもの特別学級が設置されている学校では、書籍を用いて特別な支援が必要な子どもの困難さや支援の方法について説明を行っています。また、特別学級に通常の学級の子どもを招待して一緒に活動をしたり、逆に、特別学級の活動に通常の学級の子どもを招待したりして、双方の交流を通じてお互いを尊敬し合い、同じ価値があることを理解することに努めています。

フィンランドでは、ツルク大学で開発されたいじめ対策のための「KiVaプログラム」を導入し、人権教育を行っている自治体や学校があります。このプログラムは、いじめの予防、介入、モニタリングで構成されており、6～16歳の子どもを対象とした教材が開発されています。

【注釈】

注1) 基礎教育: 義務教育のことです。

注2) 特別支援: 強化支援で十分な効果が得られない場合に行われる支援です。

注3) 強化支援: 一般支援で十分な習得がなされなかった場合に、ニーズのある子どもに対して行われる支援です。

注4) 一般支援: 特別な教育的ニーズが生じる前に、全ての子どもを対象にした予防的な支援です。

6. スウェーデン

スウェーデンは、障害者の権利に関する条約に2007年に署名し、2008年に批准しました。

(1) 近年のインクルーシブ教育システムに関する施策の動向

スウェーデンでは、基礎学校注1、高等学校、知的障害学校、知的障害高等学校、国立等の聴覚障害・重複障害学校、少数民族のサーメ学校という枠組みを維持して、インクルージョンの推進が行われています。

スウェーデンでは、知的障害学校に在籍する子どもの増加への対応策として、2009年にアスペルガー症候群の子どもは、基礎学校で支援する方針が示されました。そして、2011年には、基礎学校と知的障害基礎学校それぞれの学習指導要領において、知的障害を伴わない子どもは基礎学校で支援する方針が確認され、知的障害基礎学校への就学は権利であることが強調されました。この結果、知的障害基礎学校の在籍数は減少しましたが、基礎学校で不適応を示す子どもへの対応が問題視されるようになりました。

近年、スウェーデンでは、知的障害のある子どもが、基礎学校で知的障害基礎学校の教育課程を履修することが推奨されています。

(2) 障害のある子どもの学びの場

スウェーデンには、基礎学校と知的障害学校等があります。スウェーデンでは、特別学級が設置されていませんが、基礎学校内で柔軟な学習集団を編成することが可能となっています。近年、スウェーデンでは、知的障害のある子どもが基礎学校で授業を受け、知的障害基礎学校の教育課程を履修しています。

(3) 障害のある子どもの教育課程

スウェーデンには、就学前学級、学童保育、基礎学校、高等学校の学習指導要領と知的障害基礎学校、知的障害高等学校、聴覚障害・重複障害学校、サーメ学校の学習指導要領があります。特別な支援が必要とされる子どもに対しては、学校長の判断により教育課程の内容や時間割が変更され、評価においても特別な対応がなされています。

義務教育段階の知的障害基礎学校には、「知的障害基礎学校カリキュラム」と「訓練学校カリキュラム」があります。相対的に軽度の知的障害のある子どもが就学する知的障害基礎学校では、基礎学校と同じ教科で個々の子どもに合わせて柔軟に教育を行います。一方、相対的に重度の知的障害のある子どもが就学する訓練学校では、教科を統合した5つの領域(芸術活動、コミュニケーション注2、運動、日常活動注3、現実理解注4)に基づいて、個々のニーズに合わせて学習活動を構成できるようになっています。

基礎学校で知的障害基礎学校の教育課程を履修する場合は、基礎学校の教育内容を変更せずに指導方法で対応する場合と、知的障害基礎学校の教育内容を行う場合の二通りがあります。この場合、学習評価は、教育を受ける場ではなく、履修している教育課程に拠ることになっています。

(4) 障害のある子どもについての理解啓発

スウェーデンでは、障害理解教育のための特別な時間はありませんが、必要に応じて障害について学ぶ週間を設けています。スウェーデンでは、障害者の権利に関する条約に批准する前から、性別や民族、宗教等とともに障害による差別の禁止を人権の観点から議論しています。学校現場では、こうした議論を踏まえて、「平等」を実現・保障するための具体的な計画を作成することが求められています。

【注釈】

注1) 基礎学校: 7～15歳の義務教育期間の学校のことです。

注2) コミュニケーション: スウェーデン語と母国語を扱う領域です。

注3) 日常活動: 家庭生活、消費生活、社会科等を扱う領域です。

注4) 現実理解: 理科、技術科、算数・数学科等を扱う領域です。

付記

上記6カ国に関する情報は、国立特別支援教育総合研究所 国別調査班 客員研究員（平成30年度。令和元年度からは「特任研究員」に変更）の協力を得てまとめたものです。

韓国班：鄭 仁豪 教授（筑波大学）

アメリカ班：吉利 宗久 教授（岡山大学）

オーストラリア班：山中 冴子 准教授（埼玉大学）

北欧班（フィンランド・スウェーデン）：是永 かな子 教授（高知大学）

本稿に掲載した各国の情報は、小冊子「諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向ー平成30年度国別調査からー」（平成31年1月刊行）として刊行しています。

http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center